福祉こども総室
＜上北地方福祉事務所＞

１　生活保護

（１）　被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成２１年度～平成２２年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成２２年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成２７年度は微減となったが、平成２８年度～平成２９年度にかけては微増、平成３０年度は微減となっている。

平成２９年度～平成３０年度の町村別の被保護世帯数は、七戸町が１世帯増加し、ほかの町村では減少している。

①　年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分／年度	世帯数	指数	対前年度比
平成２６年度	1,109	103.0	100.5
平成２７年度	1,107	102.8	99.8
平成２８年度	1,115	103.5	100.7
平成２９年度	1,125	104.4	100.8
平成３０年度	1,106	102.7	98.3

②　町村別被保護世帯数（平成３０年度　単位：世帯数）

区分／町村名	世帯数	対前年度比
野辺地町	240	97.2
七戸町	201	100.5
六戸町	100	97.1
横浜町	95	96.9
東北町	349	98.6
六ヶ所村	121	98.4
計	1,106	98.3

ア　平成３０年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は平成２６年度の５９．６％から６５．８％と６．２ポイントの増加、その他世帯は平成２６年度の１２．３％から１０．３％と２．０ポイント減少している。

また、母子世帯は平成２６年度の２．５％から２．１％と０．４ポイントの減少、傷病・障害世帯は平成２６年度の２５．６％から２１．８％と３．８ポイント減少している。

世帯類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分／年度		高齢			母子	傷病・障害			その他		
		単身	2人以上	合計		単身	2人以上	合計	単身	2人以上	合計
平成２６年度		581	80	661	27	197	87	284	81	55	136
平成２７年度		596	81	677	26	184	75	259	82	63	145
平成２８年度		619	81	700	25	184	69	253	81	56	137
平成２９年度		643	81	724	26	184	53	237	74	54	128
平成３０年度		644	84	728	23	183	58	241	59	55	114
内訳	野辺地町	135	19	154	3	42	10	52	19	12	31
	七戸町	106	12	118	6	36	14	50	11	16	27
	六戸町	68	7	75	2	15	2	17	3	3	6
	横浜町	54	6	60	2	14	6	20	6	7	13
	東北町	221	29	250	7	58	16	74	6	12	18
	六ヶ所村	59	11	70	3	17	10	27	16	5	21

イ　平成３０年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は９．５％で、平成２６年度の１０．１％に比べわずかながら減少している。

①　労働力類型別年度別月平均被保護世帯数（単位：世帯数）

区分／年度		働いている者がいる世帯						無稼働
		世帯主が働いている					世帯員働	
		常　用	日　雇	内　職	その他	計		
平成２６年度		51	1	5	17	74	38	997
平成２７年度		51	2	5	16	74	46	987
平成２８年度		51	1	6	17	75	40	1,000
平成２９年度		52	0	4	19	75	33	1,017
平成３０年度		50	0	4	18	72	33	1,000
内訳	野辺地町	16	0	0	5	21	9	210
	七戸町	12	0	1	2	15	9	177
	六戸町	7	0	1	5	13	2	85
	横浜町	3	0	0	2	5	3	87
	東北町	11	0	1	4	16	6	326
	六ヶ所村	1	0	1	0	2	5	114

（２）　被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成２４年度～平成２５年度は増加傾向にあったが、平成２６年度からは微減となり、平成２８年度～平成２９年度は横ばい、平成３０年度は減少した。

平成２９年度～平成３０年度を町村別に見ると、六ヶ所村が増加し、横浜町は横ばい、他の町村は減少している。

①　年度別月平均被保護人員（単位：人）

年度＼区分	人員数	指数	対前年度比
平成２６年度	1,454	100.7	99.2
平成２７年度	1,440	99.7	99.0
平成２８年度	1,431	99.1	99.4
平成２９年度	1,431	99.1	100.0
平成３０年度	1,407	97.4	98.3

②　町村別月平均被保護人員（平成３０年度　単位：人）

町村名＼区分	人員数	対前年度比
野辺地町	298	96.1
七戸町	264	98.9
六戸町	122	96.8
横浜町	134	100.0
東北町	428	97.7
六ヶ所村	162	104.5
計	1,407	98.3

（３）　保護率

管内の月平均の保護率は、平成２１年度から平成２２年度までは増加傾向が顕著であったが、平成２２年度～平成２３年度は減少に転じ、平成２３年度以降は微増傾向となっている。

平成２９年度～平成３０年度を町村別に見ると、七戸町、横浜町及び六ヶ所村が増加し、野辺地町、六戸町及び東北町が減少している。

①　町村別保護率（単位：‰　人口千人対）

町村名＼年度	26	27	28	29	30
野辺地町	26.2	24.9	24.0	23.6	22.9
七戸町	16.3	16.5	16.3	17.5	17.6
六戸町	12.3	13.0	13.0	12.0	11.6
横浜町	28.0	28.6	29.4	30.2	30.8
東北町	23.3	23.6	24.6	25.0	24.9
六ヶ所村	14.8	15.1	15.1	14.8	15.5
管内	19.8	19.9	19.9	20.1	20.0
県	22.9	23.1	23.2	23.3	23.4
国	17.0	17.0	16.9	16.7	16.6

（４）　保護の申請・開始・廃止の状況

平成２６年度以降の保護の申請件数は１２０～１６０件台、保護の開始件数は９０～１００件台で推移しており、ほぼ毎年増減を繰り返している。

一方、廃止件数は、平成２６年度以降は減少傾向となっていたが、平成３０年度は増加している。

なお、平成２６年度以降、死亡によるものが半数を超えて推移している。

①　年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況（単位：件）

区分／年度	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成２６年度	158	91	40	27	99
平成２７年度	167	107	39	21	94
平成２８年度	145	92	35	18	91
平成２９年度	124	91	21	12	86
平成３０年度	148	104	37	7	118

（５）　保護費の状況

平成３０年度における保護費の支出総額は、約２０億４，６００万円であり、平成２９年度の約２１億３，２００万円に比べ４．０％減少している。支出総額のうち、医療扶助は５０．０％となっており前年度と同様高い比重を占めている。

（平成 30 年度　単位：円）

区　分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	就労自立給付	計
野辺地町	139,323,523	47,129,244	861,476	210,672	3,957,745	0	684,880	243,212	11,484,940	0	203,895,692
七戸町	117,050,047	24,072,863	1,274,027	155,250	1,740,277	0	693,228	365,979	6,751,686	0	152,103,357
六戸町	55,985,815	15,128,287	306,952	377,154	1,635,759	0	668,612	0	9,618,355	0	83,720,934
横浜町	55,680,296	10,479,367	935,455	63,040	1,326,376	0	976,718	178,200	18,034,129	150,000	87,823,581
東北町	222,746,437	67,440,466	1,289,389	272,765	4,965,242	0	1,112,098	1,377,419	11,206,668	81,206	310,491,690
六ヶ所村	80,365,757	12,606,982	515,496	3,200	1,579,546	0	651,277	416,127	3,938,634	0	100,077,019
小　計	671,151,875	176,857,209	5,182,795	1,082,081	15,204,945	0	4,786,813	2,580,937	61,034,412	231,206	938,112,273
支払基金支払分					1,009,174,982						1,009,174,982
国保連支払分				99,385,321							99,385,321
合　計	671,151,875	176,857,209	5,182,795	100,467,402	1,024,379,927	0	4,786,813	2,580,937	61,034,412	231,206	2,046,672,576

２　児童福祉

（１）児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課（児童相談所）が対応しているが、福祉事務所（福祉調整課、保護課）も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設（母子寮）への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

3　母子（父子・寡婦）福祉

（1）　母子（父子・寡婦）相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成２６年度から平成３０年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成２６年度から従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子（父子・寡婦）福祉相談状況（各年度の総数）相談内容

	年度	２６	２７	２８	２９	３０
生活一般	住宅	3	7	11	3	5
	医療・健康	39	12	20	8	23
	家庭紛争	10	1	12	4	4
	就労	165	43	58	62	43
	結婚	0	0	1	0	0
	養育費	6	1	2	2	1
	借金	11	4	4	6	9
	その他	32	9	11	12	8
	小計	266	77	119	97	89
児童	養育	24	7	13	7	7
	教育	1	7	4	5	10
	非行	0	0	0	0	1
	就職	0	1	3	2	5
	その他	5	0	3	4	9
	小計	30	15	23	18	32
経済的援助 生活援護	母子・父子福祉資金	1,105	1,105	1,380	1,027	1,053
	寡婦福祉資金	9	16	30	112	24
	公的年金	0	0	0	0	0
	児童扶養手当	5	0	0	3	2
	生活保護	1	3	3	0	3
	税	8	0	5	1	5
	その他	9	8	9	15	15
	小計	1,137	1,132	1,427	1,158	1,102
その他	売店設置（25条）	0	0	0	0	0
	たばこ販売（26条）	0	0	0	0	0
	母子世帯向公営住宅(27条)	0	0	0	0	0
	母子福祉施設の利用	0	0	1	0	0
	母子生活支援施設（38条）	0	0	0	0	0
	小計	0	0	1	0	0
	合計	1,433	1,224	1,570	1,273	1,223

（十和田市及び三沢市を含む）

（２）母子（父子・寡婦）福祉資金貸付状況

平成３０年度の母子（父子）福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成２６年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

	母子福祉資金貸付状況						父子福祉資金貸付状況						寡婦福祉資金貸付状況					
	新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計	
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	13	7,821,000	25	12,036,000	38	19,857,000	1	630,000	1	300,000	2	930,000	0	0	0	0	0	0
高校（一般）分	1	360,000	6	1,788,000	7	2,148,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修（一般）分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学(一般)分	3	1,149,000	0	0	3	1,149,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校（特別）分	5	2,208,000	15	6,138,000	20	8,346,000	1	630,000	1	300,000	2	930,000	0	0	0	0	0	0
専修（特別）分	0	0	2	2,040,000	2	2,040,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学(特別)分	4	4,104,000	2	2,070,000	6	6,174,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	1	240,000	1	240,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	5	1,130,000	0	0	5	1,130,000	1	230,000	0	0	1	230,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	2	200,000	0	0	2	200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	0	0	0	0	0	0	1	230,000	0	0	1	230,000	0	0	0	0	0	0
専修分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	3	930,000	0	0	3	930,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	18	8,951,000	26	12,276,000	44	21,227,000	2	860,000	1	300,000	3	1,160,000	0	0	0	0	0	0

（３）母子（父子・寡婦）福祉資金貸付金償還状況

平成３０年度の母子（父子・寡婦）福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、62.5%で平成２９年度の 61.3%より 0.2 ポイント改善した。また、収入未済額は、平成２９年度の 29,026,023 円にべ 703,733 円改善した。寡婦福祉資金の償還率は、74.7%で平成２９年度の 71.4%よりも 3.3 ポイント改善した。また、収入未済額は、平成２９年度の 506,294 円に比べ 79,447 円改善した。当総室の父子福祉資金利用者の償還は平成２９年度から始まり、償還率は 100%である。

収入未済の解消については、管内各地に償還協力員を配置するなど、継続して取り組んでいる。

種別＼調定年度		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
母子福祉資金	元　金	46,426,993	43,912,454	2,514,539	94.6%	29,026,023	3,218,272	25,807,751	11.1%	75,453,016	47,130,726	28,322,290	62.5%
	利　子	4,103	4,103	0	100.0%	9,441	9,441	0	100.0%	13,544	13,544	0	100.0%
	計	46,431,096	43,916,557	2,514,539	94.6%	29,035,464	3,227,713	25,807,751	11.1%	75,466,560	47,144,270	28,322,290	62.5%
	(県合計)	244,229,733	219,755,276	24,474,457	90.0%	237,499,687	15,922,434	221,577,253	6.7%	481,729,420	235,677,710	246,051,710	48.9%

種別＼調定年度		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
父子福祉資金	元　金	154,776	154,776	0	100.0%	0	0	0	−	154,776	154,776	0	100.0%
	利　子	0	0	0	−	0	0	0	−	0	0	0	−
	計	154,776	154,776	0	100.0%	0	0	0	−	154,776	154,776	0	100.0%
	(県合計)	515,148	498,480	16,668	96.8%	21,668	0	16,668	0.0%	536,816	498,480	38,336	92.9%

種別＼調定年度		現年度				過年度				計			
		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	収入未済額	償還率
寡婦福祉資金	元　金	1,180,044	1,153,044	27,000	97.7%	506,294	106,447	399,847	21.0%	1,686,338	1,259,491	426,847	74.7%
	利　子	0	0	0	−	0	0	0	−	0	0	0	−
	計	1,180,044	1,153,044	27,000	97.7%	506,294	106,447	399,847	21.0%	1,686,338	1,259,491	426,847	74.7%
	(県合計)	5,354,831	5,111,030	243,801	95.4%	5,444,870	443,413	5,001,457	8.1%	10,799,701	5,554,443	5,245,258	51.4%

４　女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成 13 年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 26 年 1 から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる）が施行されたことに伴い、平成 14 年 4 月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員 1 名が対応している。

平成 30 年度の女性相談の相談者数は 10 人で、延件数は 21 件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は 3 人、延件数は 8 件で、全て女性からの相談となっている。

（１）女性相談受付状況

①相談件数

年度		来所による相談			巡回相談出張相談による相談	電話相談		メール	その他	合計
			（再掲）				（再掲）			
			来所指示等	外国人からの相談			夜間相談（17 時以降の電話相談）			
26	実人員（人）	10	3	1	4	11			1	26
	相談延べ件数（件）	22	3	4	35	26			2	85
27	実人員（人）	9	1		2	8				19
	相談延べ件数（件）	19	1		5	10				34
28	実人員（人）	13	1		1	2				16
	相談延べ件数（件）	44	1		2	6				52
29	実人員（人）	8			2	10				20
	相談延べ件数（件）	15			2	16				33
30	実人員（人）	2				8				10
	相談延べ件数（件）	4				17				21

②相談経路（実人員）

年度	区分	計	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働機関	民間シェルター	知人縁故関係	その他
26	来所・巡回等	15	9					1	5							
	電　　話	11	9						1						1	
	計	26	18					1	6						1	
27	来所・巡回等	11	3	1			1	1	4						1	
	電　　話	8	5						2						1	
	計	19	8	1			1	1	6						2	
28	来所・巡回等	14	10				1		3							
	電　　話	2							2							
	計	16	10				1		5							
29	来所・巡回等	10	7				1		2							
	電　　話	10	9						1							
	計	20	16				1		3							
30	来所・巡回等	2	2													
	電　　話	8	8													
	計	10	10													

③主　　訴（実人員）

平成22年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成24年度より「男女問題」に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

		人間関係																			経済問題				医療関係									
		夫等				子ども			親族			交際相手																					
年度	計	夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他	交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力	その他	その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠出産	その他	住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	※5条違反
26	26	14		4	1				2			1						3										1					
27	19	11		2	2					1									1				1								1		
28	16	12		1	1													1					1										
29	20	4		8	2			1	1		1	1				1							1										
30	10	1		1		1			1	1		2				1		2															

※売春防止法第5条　売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6月以下の懲役又は1万円(2万円)以下の罰金に処する。

一　公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二　売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三　公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況（実人員）

	区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	移送 婦人相談所・婦人相談員へ	移送 他府県の婦人相談所へ	移送 その他の関係機関・施設へ	助言・指導のみ	その他	合計
年度	26						5			21		26
	27									19		19
	28						1			15		16
	29									20		20
	30									9	1	10

（２）配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数（延件数）

平成 26 年 1 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成 26 年 1 月から、新たに「生活の本拠を共にする（した）」の項目が追加された。

年度		合計			合計	加害者との関係					
			女性	男性		配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする（した）	
						届出有	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
26	来所	13	13		13	9	3		1		
	電話	30	30		30	16	1		13		
	その他	22	22		22	13	1		6	2	
	合計	65	65		65	38	5		20	2	
27	来所	11	11		11	8			3		
	電話	13	13		13	11			2		
	その他	5	5		5	4			1		
	合計	29	29		29	23			6		
28	来所	18	18		18	18					
	電話	23	23		23	23					
	その他	3	3		3	3					
	合計	44	44		44	44					
29	来所	8	8		8	8					
	電話	12	12		12	10			1	1	
	その他	1	1		1	1					
	合計	21	21		21	19			1	1	
30	来所	1	1		1					1	
	電話	7	7		7	1				6	
	その他	0			0						
	合計	8	8		8	1				7	

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年　度	合　　計	女　　性	男　　性
26	2	2	0
27	2	2	0
28	2	2	0
29	0	0	0
30	0	0	0

③第6条による通報を受けた件数

年　度	合　　計	女　　性	男　　性
26	1	1	0
27	1	1	0
28	0	0	0
29	0	0	0
30	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条
　配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

年　度	合　　計			通　　報
		女　　性	男　　性	
26	0	0	0	0
27	0	0	0	0
28	0	0	0	0
29	0	0	0	0
30	0	0	0	0

※「女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する相談件数を計上。
※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。

5　地域共生社会関係

（１）経過及び現況

2025 年の超高齢化時代を見据え、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現を目指していくためには、それぞれの市町村における「保健・医療・地域包括ケアシステム」に「住まい」「生活支援」を取り込むとともに、「交通」「情報通信」「セキュリティ」の地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた深化を図る必要がある。

このため、地域健康福祉部では、地域共生社会専任職員を中心として、管内市町村の現状・課題の把握や意識啓発等を実施し、具体的な取組の支援やその成果の全体共有により、取組体制を強化していくこととしている。

（２）平成 30 年度の主な取組

（２）－１　管内市町等の実態把握

・「青森県型地域共生社会」実現に向けたヒアリング調査（7 月 24～27 日）

保健・医療福祉分野の地域課題等を聴取し、今後の連携方策や支援方策への反映検討に繋げることを目的して、地域連携部と合同で管内 6 町村の役場保健福祉部門を訪問し、ヒアリング調査を実施した。

（２）－２　県民局チームにおける取組等

①「青森県型地域共生社会」上北地域県民局チームの設置（局内の連携体制）

地域の実情を踏まえ、現場で機動的に市町と連携密して業務を実施していくために、平成 30 年度から県民局内に「チーム」を置くこととなった。

これを受け、7 月 24 日、局長、各部長から成る「『青森県型地域共生社会』上北地域県民局チーム」を設置し、局内関係部で情報を共有し、連携して取り組んでいくこととした。（合計 2 回開催。事務局：地域連携部）。

②「青森県型地域共生社会」機能強化推進モデル事業（連携部）への参画

地域活力振興課の重点枠事業における実証事業として、地域連携部において、モデル地域として、十和田市東小学校区（「地域で高齢者を支え合うしくみ」づくり）を選定。その地域で必要なサービスの提供ができるモデルを構築し、横展開を図ることで、市町村の主体的な取組を促していくこととしている。

地域健康福祉部においても、局内関係部（地域連携部、地域健康福祉部、地域農林水産部）として、住民ワークショップや市町村等との打合せ等に参画した。